



福島医発第 884 号 (地)

平成 28 年 6 月 24 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

特定入所者介護（予防）サービス費における
非課税年金勘案等についての周知について（協力依頼）

標記の件につきまして、日本医師会より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

介護保険制度においては、平成 28 年 8 月 1 日から、介護保険施行規則一部改正により、特定入所者介護（予防）サービス費の支給要件が見直されます。

具体的には、下記の 2 点が改正されます。

1. 非課税年金勘案

特定入所者介護（予防）サービス費の利用者負担段階第 2 段階の判定の際に、課税年金収入等に加えて非課税年金（遺族年金・障害年金）収入も勘案されることになります。

なお、この見直しにより、一定額以上の非課税年金収入がある場合には第 3 段階の負担限度額適用となる場合があります。ただし、特定入所者介護（予防）サービス費を受けられなくなることはないとのことです。

また、これに伴い、被保険者から補足給付の申請を受け付ける際に提出する介護保険負担限度額認定申請書に、非課税年金の種別を記入いただくとのことです。

2. 課税層に対する特例減額措置の見直し

特定入所者介護サービス費の課税層に対する特例減額措置の判定基準の一つである、公的年金等の収入金額と年金所得以外の合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得の特例控除額を控除することとなり、この結果、土地収用等により一時的に所得が上昇した方についても、特例減額措置が適用され、特定入所者介護サービス費を受給することができるようになります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会長 白石恒明

平成 28 年 6 月 6 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会 常任理事
鈴木 邦彦

「特定入所者介護（予防）サービス費における非課税年金勘案等についての周知について（協力依頼）」の送付について

時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、介護保険制度においては、平成28年8月1日から、介護保険施行規則一部改正により、特定入所者介護（予防）サービス費の支給要件が見直されます。

具体的には、下記の2点が改正されます。

1. 非課税年金勘案

特定入所者介護（予防）サービス費の利用者負担段階第2段階の判定の際に、課税年金収入等に加えて非課税年金（遺族年金・障害年金）収入も勘案されることになります。

なお、この見直しにより、一定額以上の非課税年金収入がある場合には第3段階の負担限度額適用となる場合があります。ただし、特定入所者介護（予防）サービス費を受けられなくなることはないとのことです。また、これに伴い、被保険者から補足給付の申請を受け付ける際に提出する介護保険負担限度額認定申請書に、非課税年金の種別を記入いただくとのことです。

2. 課税層に対する特例減額措置の見直し

特定入所者介護サービス費の課税層に対する特例減額措置の判定基準の一つである、公的年金等の収入金額と年金所得以外の合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得の特別控除額を控除することとなり、この結果、土地収用等により一時的に所得が上昇した方についても、特例減額措置が適用され、特定入所者介護サービス費を受給することができるようになります。

今般、厚生労働省所管課より、当該見直しの内容について取りまとめた文書にて、本会宛てに制度への理解および周知の依頼がありました。

貴会におかれましてもご了知いただきますとともに、傘下の郡市区医師会及び会員宛てにご周知を賜ります様お願い申し上げます。

記

(添付資料)

- ・「特定入所者介護（予防）サービス費における非課税年金勘案等についての周知について（協力依頼）」

（平成28年5月26日 老介発0526第7号 厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）

参考資料

- ・「介護保険法施行規則の一部を改正する省令等の交付について」

（平成28年5月26日 老発0526第1号 厚生労働省老健局長通知）

- ・「介護保険法施行規則の一部を改正する省令等の施行に伴う留意事項について」

（平成28年5月26日 老介発0526第1号 厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）

以上



老介発0526第7号
平成28年5月26日

公益社団法人 日本医師会
会長 横倉 義武 様

厚生労働省老健局介護保険計画課



特定入所者介護（予防）サービス費における非課税年金勘案等についての周知
について（協力依頼）

介護保険制度の円滑な運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成28年8月1日から、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）等の一部改正により、特定入所者介護（予防）サービス費の支給要件の見直しが施行されます。

つきましては、見直しの内容を下記のとおりまとめましたので御理解いただくとともに、貴会会員施設又は貴会会員への周知について、特段の御配慮及び御協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 非課税年金勘案

平成28年8月1日から、特定入所者介護（予防）サービス費の利用者負担段階第2段階の判定の際に、課税年金収入等に加えて、非課税年金（遺族年金・障害年金）収入を勘案することとなります。当該見直しにより、従来第2段階の負担限度額が適用されていた者について、一定額以上の非課税年金収入がある場合には第3段階の負担限度額が適用されることがあります。ただし、特定入所者介護（予防）サービス費を受けられなくなることはありません。

また、これに伴い、被保険者から補足給付の申請を受け付ける際に提出する介護保険負担限度額認定申請書に、非課税年金の種別を記入いただくこととなります。

2. 課税層に対する特例減額措置の見直し

特定入所者介護サービス費の課税層に対する特例減額措置の判定基準の1

つである、公的年金等の収入金額と年金所得以外の合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得の特別控除額を控除することとしました。この結果、土地収用等により一時的に所得が上昇した者についても、特例減額措置の適用を受け、引き続き特定入所者介護サービス費を受給し得ることとなります。

※ 課税層に対する特例減額措置とは、特定入所者介護サービス費の第4段階に該当する者のうち、以下の要件を全て満たした者が特例的に第3段階の負担軽減を受けられるものである。(以下は見直し後の要件)

- ① 属する世帯の構成員の数が2以上(施設入所により世帯が分かれた場合も、なお同一世帯とみなす。②～⑥において同じ。)
- ② 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、利用者負担第4段階の食費・居住費を負担
- ③ 全ての世帯員及び配偶者について、サービスを受けた日の属する年の前年の公的年金等の収入金額と年金以外の合計所得金額(長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除の適用がある場合には、控除すべき金額を控除して得た額)の合計額から、利用者負担、食費及び居住費の年額見込みの合計額を控除した額が80万円以下
- ④ 全ての世帯員及び配偶者について、現金、預貯金、合同運用信託、公募公社債等運用投資信託及び有価証券の合計額が450万円以下
- ⑤ 全ての世帯員及び配偶者について、居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない
- ⑥ 全ての世帯員及び配偶者について、介護保険料を滞納していない

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

(公 印 省 略)

介護保険法施行規則の一部を改正する省令等の公布について

「介護保険法施行規則及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 102 号）」が本日公布され、平成 28 年 8 月 1 日から施行することとされた。

これらの改正の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

介護保険制度において、特定入所者介護（予防）サービス費の利用者負担段階の判定等に用いられている「合計所得金額」については、税法上の土地を譲渡した場合に生じる売却収入等に対する特別控除が適用されていないところである。土地の売却等には災害や土地収用等を含む本人の責めに帰さない理由による場合もあることから、土地の売却収入等を所得として取り扱わないこととするため、特定入所者介護（予防）サービス費の利用者負担段階の判定に用いる所得指標に税法上の土地を譲渡した場合に生じる売却収入等に対する特別控除を適用するよう、見直すこととする。ただし、判定に際してはシステム改修のために一定の期間が要するため、システム以外の方法で判定を行う実態がある特定入所者介護サービス費の課税層に対する特例減額措置の判定に係る所得指標のみ、平成 28 年 8 月 1 日から施行することとする。（その他の利用者負担段階の判定に係る所得指標は、平成 29 年度末を目途に改正予定）。

加えて、平成 28 年 8 月 1 日から、特定入所者介護（予防）サービス費の利用者負

担段階第2段階の支給基準である収入の要件に、非課税年金（遺族年金・障害年金）の収入も追加することとされている。これを踏まえ、特定入所者介護（予防）サービス費の負担限度額認定申請の際に、非課税年金の種別に関する申請も求めることとする。

第2 改正の内容

1 特定入所者介護サービス費の課税層に対する特例減額措置の見直し

特定入所者介護サービス費の課税層に対する特例減額措置（※）の基準の一部として、公的年金等の収入金額と年金所得以外の合計所得金額の合計額が用いられている。今般、これらの額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得の特別控除額の適用がある場合には、特別控除額を控除するよう見直すこととする。

なお、今回の見直しに伴い生ずる担当部局間での長期譲渡所得及び短期譲渡所得の特別控除額に関する情報の授受については、必要な場合には官公署や本人に情報の提供を求めることができることが法定されており（介護保険法第202条及び第203条）、かつ、対象となる税情報が介護保険法施行規則第83条の5第4号イで特定されていることから、守秘義務上、支障がないことは総務省自治税務局から確認を得ている。

※ 課税層に対する特例減額措置とは、特定入所者介護サービス費の第4段階に該当する者のうち、以下の要件を全て満たした者が特例的に第3段階の負担軽減を受けられるものである。（以下は見直し後の要件）

- ① 属する世帯の構成員の数が2以上（施設入所により世帯が分かれた場合も、なお同一世帯とみなす。②～⑥において同じ。）
- ② 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、利用者負担第4段階の食費・居住費を負担
- ③ 全ての世帯員及び配偶者について、サービスを受けた日の属する年の前年の公的年金等の収入金額と年金以外の合計所得金額（長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除の適用がある場合には、控除すべき金額を控除して得た額）の合計額から、利用者負担、食費及び居住費の年額見込みの合計額を控除した額が80万円以下
- ④ 全ての世帯員及び配偶者について、現金、預貯金、合同運用信託、公募公社債等運用投資信託及び有価証券の合計額が450万円以下
- ⑤ 全ての世帯員及び配偶者について、居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない
- ⑥ 全ての世帯員及び配偶者について、介護保険料を滞納していない

2 特定入所者介護（予防）サービス費の認定の申請事項の見直し

食費並びに居住費及び滞在費の負担限度額の判定の際に、利用者負担段階を第2段階とする支給基準である収入に、厚生労働大臣が定める年金（非課税年金）収入

を追加することとすることに伴い、厚生労働大臣が定める年金（非課税年金）の支給を受けている者については、その年金の種別を認定の申請事項に追加する。

3 施行期日

平成28年8月1日

○厚生労働省令第百二二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第一項及び第二百四条並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法第五十一条の三第一項及び第二百四条の規定に基づき、介護保険法施行規則及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月二十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

介護保険法施行規則及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部を改正する省令

（介護保険法施行規則の一部改正）

第一条 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第八十三条の五第四号イ中「ただし、当該額の計算上所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額は算入しないものとし、を」を「（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から同法第三十三条の四第一項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十五条の二第一項の規定により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十三条の四第一項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項又は第三十五条第一項又は第三十五条の二第一項の規定により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額（同法第三十三条の四第二項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定により計算した金額）を控除して得た額とする。）から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額」に改める。

第八十三条の六第一項に次の一号を加える。

六 特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）に厚生労働大臣が定める年金たる給付の支払を受けている場合にあつては、当該給付の種別

第九十七条の四の表以外の部分中「及び」を「」に改め、「第五号」の下に「及び第六号」を加え、同条の表第八十三条の六第一項の項を次のように改める。

第八十三条の六第二項	
前条	第九十七条の三
要介護被保険者	居宅要支援被保険者
特定介護サービス	特定介護予防サービス

第百七十二条の二の表以外の部分中「から第八十三条の八まで」を「第八十三条の六（第一項第六号を除く）、第八十三条の七及び第八十三条の八」に改める。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正）

第二条 健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部を次のように改正する。

第八十三条の五第四号イ中「ただし、当該額の計算上所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額は算入しないものとし、を」を「（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から同法第三十三条の四第一項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十五条の二第一項の規定により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十三条の四第一項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項又は第三十五条第一項又は第三十五条の二第一項の規定により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額（同法第三十三条の四第二項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定により計算した金額）を控除して得た額とする。）から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額」に改める。

第三十一条、第三十五条第一項又は第三十五条の二第一項の規定により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十三条の四第一項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項又は第三十五条第一項又は第三十五条の二第一項の規定により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額（同法第三十三条の四第二項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定により計算した金額）を控除して得た額とする。）から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額」に改める。

第八十三条の六第一項に次の一号を加える。

六 特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）に厚生労働大臣が定める年金たる給付の支払を受けている場合にあつては、当該給付の種別

附 則

この省令は、平成二十八年八月一日から施行する。



老介発0526第1号
平成28年5月26日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課長
（ 公 印 省 略 ）

介護保険法施行規則の一部を改正する省令等の施行に伴う留意事項について

介護保険制度の円滑な運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の施行に伴う留意事項について（平成27年3月31日老介発0331第1号）」については、以下の通り一部改正したため、貴職においては、これを御了知の上、管内市町村等に周知徹底をお願いします。

記

「別紙様式2－1」は本通知の別紙のとおり改正する。

(別紙)

介護保険負担限度額認定申請書

年 月 日

(申請先)

市(町村)長

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費(滞在費)に係る負担限度額認定を申請します。

フリガナ			被保険者番号										
被保険者氏名	㊞		個人番号										
生年月日	明・大・昭	年	月	日	性別	男・女							
住所	連絡先												
入所(院)した 介護保険施設の 所在地及び名称 (※)	連絡先												
入所(院)年月日 (※)	昭・平	年	月	日	(※)介護保険施設に入所(院)していない場合及び ショートステイを利用している場合は、記入不要です。								

配偶者の有無	有・無		左記において「無」の場合は、以下の「配偶者に関する事項」については、記載不要です。									
配偶者に関する事項	フリガナ											
	氏名											
	生年月日	明・大・昭	年	月	日	個人番号						
	住所	連絡先										
	本年1月1日 現在の住所 (現住所と異なる場合)											
課税状況	市町村民税 課税・非課税											

収入等に関する申告	☐	生活保護受給者/市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者										
	☐	市町村民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金※・障害年金】収入額の合計額が 年額80万円以下です。 (受給している年金に〇して下さい) ※ 寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。以下同じ。										
	☐	市町村民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金・障害年金】収入額の合計額が 年額80万円を超えます。 (受給している年金に〇して下さい)										
預貯金等に関する申告	☐	預貯金、有価証券等の金額の合計が1000万円(夫婦は2000万円)以下です。 ※預貯金、有価証券にかかる通帳等の写しは別添のとおり										
	預貯金額	円	有価証券 (評価概算額)	円	その他 (現金・負債 を含む)	()※ 円	※内容を記入して下さい					

申請者が被保険者本人の場合には、下記について記載は不要です。

申請者氏名	連絡先(自宅・勤務先)
申請者住所	本人との関係

注意事項

- (1) この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- (2) 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数保有している場合は、そのすべてを記入し、通帳等の写しを添付してください。
- (3) 書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- (4) 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。